

議案第 6 号

勝山市介護保険条例の一部改正について

勝山市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 6 月 8 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免申請書の提出期限について、令和 3 年度においても引き続き特例を定めるため。

勝山市条例第 号

勝山市介護保険条例の一部を改正する条例

勝山市介護保険条例(平成12年勝山市条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免申請書の提出期限の特例)</p> <p>第8条 <u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。)</u>及びそのまん延防止のための措置の影響により第10条第1項第2号、第3号又は第5号に掲げる事由に該当する者であって市長が必要と認めるものが、保険料(令和元年度分 <u>及び令和2年度分</u> の保険料であって、令和2年2月1日から <u>令和3年3月31日</u> までの間に普通徴収に係る納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払いの日)が定められているもの(市長が別に定める保険料を除く。))に限る。)の減</p>	<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免申請書の提出期限の特例)</p> <p>第8条 <u>新型コロナウイルス感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症</u> <u>をいう。)</u>及びそのまん延防止のための措置の影響により第10条第1項第2号、第3号又は第5号に掲げる事由に該当する者であって市長が必要と認めるものが、保険料(令和元年度分 <u>から令和3年度分まで</u> の保険料であって、令和2年2月1日から <u>令和4年3月31日</u> までの間に普通徴収に係る納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払いの日)が定められているもの(市長が別に定める保険料を除く。))に限る。)の減</p>

免を受けようとする場合における第11条第2項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、市長が指定する日とする。

免を受けようとする場合における第11条第2項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、市長が指定する日とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。